

神功皇后新羅遠征伝承と息長真人老

一、問題意識

神功皇后（息長帯比売命）と夫、仲哀天皇は共に神から西方の国、新羅と百済の存在を知らされる。しかし仲哀天皇は神を疑ったために怒りを受けて亡くなってしまふ。もう一度神を帰せると、新羅・百済は神功皇后の御腹に坐す御子が治めるべきであると告げられる。そこで神功皇后と御子は新羅・百済をめざす。途中、魚や風に航海を助けられる。その様子を見て恐れした新羅・百済の国王は、以後、天皇に仕えていくことを誓う。以上が神功皇后新羅遠征伝承である。

神功皇后の研究は戦後大きく変化した。津田左右吉氏は新羅遠征伝承について「歴史的事實の記載としてはこれは甚だ怪しむべきこと」と唱えた。それを受けて、神功皇后は歴史上のどの女性をモデルとするのが論じられた。モデルを考える上で注目されたものの一つに神功皇后の和風諡号、息長帯比売命の

「息長」がある。女性ではないからモデルではないが、舒明天皇は神功皇后と同じく「息長」を和風諡号とする。天皇名に「息長」を冠するのは、息長足日広額天皇即ち舒明天皇のみである。舒明天皇は息長氏系天皇であるとされる。そのことから「息長」を和風諡号に持つ神功皇后のモデルについても、息長氏系である、舒明天皇と血縁の近い女帝が挙げられている。直木孝次郎氏は推古天皇・皇極（斉明）天皇・持統天皇を、水野祐氏は皇極（斉明）天皇をモデルとする。また、伝承作成に関わる氏族として上田正昭氏、瀧口泰行氏は近江の息長氏、塚口義信氏は山城の息長氏を挙げている。

研究史を見ると、当該伝承の成立と息長氏は切り離すことができないと考えられる。しかし、息長氏の中の誰が、どのように神功皇后新羅遠征伝承に関わってくるか、未だ論じられていない。そこで本稿では神功皇后新羅遠征伝承に関わる息長氏的人物を具体的に想定する。また、神功皇后新羅遠征伝承が「古

新井 美穂

三 息長真人淨羅	称徳	天平神護二(769)	九・一九	外従五位下	授位
二 息長真人道足	桓武	延暦五(786)	一〇・二八	任官	任官
		九(789)	二〇・二二	任官	皇太后の御拜司
	称徳	九(792)	三・二六	任官	尾張介
	光仁	天平神護二(769)	一・五	授位	大藤原
		宝龜元(770)	六・六	任官	長門守
		"	"	任官	長門守
		"	"	任官	坂津国山
		"	"	任官	背西檢校使
三 息長真人長人	光仁	宝龜九(778)	正・六	従五位下	授位

③ 日本後紀	桓武	大同二(806)	三・八	従五位下	任官
二 息長丹生真人	平城	弘仁三(812)	一・五	上野介	授位
文雅		大同三(808)	二・二	従五位下	任官
		"	"	任官	上総介
		"	"	任官	内膳正
		"	"	任官	右京亮
		弘仁三(812)	九・七	任官	授位

④ 日本三代表録	清和	貞観五(863)	二・一	従八位上	
二 息長氏	清和	七			
三 息長真人奈呂麻	賜成	元慶元(877)	四・八	従四位下	大和守
四 息長真人永河	賜成	元慶元(877)	四・八	正四位下	因幡守
				授位	祖父

ほとんどが授位や任官の記述である。明記されている位階を見ると、従四位、従五位が多い。位階は高くなく中級官吏である。また、官職名のわかる記事のうちの半数、十三例は地方の官職である。中央政界で活躍する政治力のある氏族とは言えない。

息長氏の中で『古事記』編纂時代に活躍した人物は息長真人老(表一①)『日本書紀』七a・b、②『統日本紀』三a~e)である。息長真人老の死亡は、『古事記』完成直後の和銅五(712)年の十月二十日である。『古事記』がいつから編纂されたかは明らかではない。しかし『日本書紀』天武十年三月条に「帝紀及び上古の諸事を記し定めしめたまふ」という詔がある。これにより国家規模の修史事業は天武朝から始まっていたとわ

かる。息長真人老が活躍した年代は、帝紀・旧辞等の修史事業がなされていた期間と重なると言える。

① a十一月の辛卯の朔戊戌に、(中略)新羅に遣さむとする使直広肆息長真人老・務大式川内忌寸連等に禄賜ふこと、各差有り。(持統天皇紀・六年十一月条)

b乙巳に、新羅に遣さむとする使直広肆息長真人老・勤大式伴宿禰子若等、及び学問僧辨通・神穀等に絶・綿・布賜ふこと、各差有り。(持統天皇紀・七年三月条)

② a辛未、天皇、大極殿に御しまして、(中略)従四位下息長真人老を右大弁。(『統日本紀』慶雲二年四月二十二日条)

b丙午、(中略)従四位下息長真人老を兵部卿。(『統日本紀』和銅元年三月十三日条)

c九月壬戌、(中略)従四位下息長真人老を左京大夫。(『統日本紀』和銅元年九月四日条)

d壬午、詔して文武百寮の成選の者に位を叙したまふ。(中略)従四位下息長真人老に従四位上。(『統日本紀』和銅四年四月七日)

e丙辰、従四位上息長真人老卒しぬ。(『統日本紀』和銅五年十月二十日)

息長真人老の死亡年月日が明らかなのは(表一の②三e)、生前の活躍が正史に認められたからだろう。また息長氏の中では記事が多く、さらに官職に関連する記事が五箇所ある(表一の①七a、b、②三a~c)。このような人物は息長氏の中で

他に例はない。息長真人老は持統、文武、元明朝に、息長氏の^{うじのかみ}氏上の存在として活躍したと考えられよう。

息長真人老の就いた官職は、遣新羅使、右大弁（八省の各長官に次ぐ高官）、兵部卿（内外武官の人事、軍事施設の管理、武事関係の年中行事に関わる）、左京大夫（朱雀大路以東の京職。一般行政担当）である。この中で注目したい官職は遣新羅使である。新羅は、神功皇后の系譜（父系の祖は新羅国王の子、天日矛）と伝承内容（新羅に遠征し、新羅を従わせる）に関わるからである。遣新羅使に就いた息長真人老は神功皇后新羅遠征伝承に何らかの形で関わった可能性がある。

三、「老」と言語能力

古代において名前はそのものの性質、本質を表すと考えられた。折口信夫氏は大切な生命を宿していると考えられることは「ライフラインデキス（生命指標）」とする。そこから人の名も、その人の靈魂をさすものとされている。息長真人老の「老」という名前にも特定の性質の靈魂を見出すことができな^いだらうか。息長真人老と同時代で同じく「老」を名に持つ人物から考察する。

① 吉士老

是の月に、物部伊勢連父根・吉士老等を遣して、津を以て百済の王に賜ふ。是に、加羅の王、勅使に謂りて云はく（継体天皇紀・二十三年三月条）

② 氷連老人

a 四年の夏五月の辛亥の朔壬戌に、大唐に發遣す大使小山上吉士長丹、副使小乙上吉士駒（中略）学生巨勢葉、（葉は豊足臣が子なり。）氷連老人、（老人は真玉が子なり。）

（孝德天皇紀・白雉四年五月条）

b 「伊吉博得が言はく（中略）学生氷連老人・高黄金、位并て十二人、（中略）今年、使人と共に帰れりといふ。」

（孝德天皇紀・白雉五年二月条注）

c 「天豊財重日足姫天皇の七年に、百済を救ふ役に、汝、唐の軍の爲に虜にせられたり。天命開別天皇の三年に洎びて、土師連富村・氷連老（中略）四人、唐人の計る所を奏聞さむと思欲へども、衣糧無きに縁りて、遠くことは能はざることを憂ふ。…」（持統天皇紀・四年十月条）

③ 中臣間人連老

大唐に遣す（中略）判官（中略）小乙上岡君宜・置始連大伯・小乙下中臣間人老（老、此をば於諭と云ふ。）（中略）新羅道を取りて、莒州に泊れり。遂に京に到りて天子に観え奉る。（孝德天皇紀・白雉五年二月条）

④ 坂上直老

既にして大伴連安麻呂・坂上直老・佐味君宿那麻呂等を不破宮に遣して、事の状を奉さしむ。天皇、大きに喜びたまふ。因りて吹負に命して將軍に拝す。（天武天皇紀・元年

六月条）

⑤ 人造老

門部直大嶋・六人造老、山背狛鳥賊麻呂、并て十四人に、

姓を賜ひて連と曰ふ。(天武天皇紀・十年四月条)

①②③は大陸や半島との外交に関わる。息長真人老も遣新羅使に就くので外交に関わる。瀧口泰行氏は、③中臣間人連老を言語技術、特に外国語に秀で、外交に携わった人物とする。④は天皇への使者である。⑤は賜姓記事なので「老」個人の能力を明らかにできない。⑤を除いた「老」たちは人と人の仲介者としての働きをすると見えよう。「老」たちが具体的にどのよ
うな能力を有していたのかを考察する上で、再び③中臣間人連老が参考になる。『万葉集』巻一の三・四番歌の題詞に間人連老という名が見える。中臣間人連老と間人連老は同一人物とされる。

天皇、宇智の野に遊獵する時に、中皇命、間人連老に献らしむる歌

やすみしし 我が大君の 朝には 取り撫でたまひ 夕には
い 寄り立たしし みとらしの 梓の弓の 中弭の 音
すなり 朝狩に 今立たすらし、夕狩に 今立たすらし
みとらしの 梓の弓の 中弭の 音すなり(三番歌)

反歌

たまきはる 宇智の大野に 馬並めて 朝踏ますらむ その
草深野 (四番歌)

間人連老は中皇命の歌を代作し、舒明天皇へ歌を奉る。西郷信綱氏は他に例のない「草深野」を間人連老の新造語とする。間人連老は言語能力や言語感覚に秀でていたと推定できる。瀧口氏の説に従うと、中臣間人連老は言語能力を買われて、白雉五年遣唐使に任じられ、外交に携わったと考えられる。それは外

交に関する知識・経験が豊かだったとも言える。他の「老」たちも言語能力を買われて外交関係の官職に就いて活躍したと推測できないだろうか。息長真人老が言語能力を有していたならば、伝承を保持してただけではなく、伝承の潤色、加筆にも携わったと考えられる。

四、中級官吏息長氏

息長真人老は何のために神功皇后新羅遠征伝承を必要としていたのだろうか。当時は氏族社会から、個人能力主義の律令社会へと変化していく過渡期だった。その中で、息長真人老は個人能力である言語能力を用いて活躍したと考えられる。息長真人老は息長氏の他の人物同様位階は高くなく中級官吏である。しかし、身分は低くても皇室の私的な空間、すなわち内廷での活躍があったのかもしれない。内廷は個人能力を認められやすい環境と言える。息長真人老は天武天皇の内廷で活躍した時期があったのではないだろうか。なぜなら天武十三(684)年十月条に息長氏は八色の姓の中で最上の、真人姓を賜ったからである。

冬十月の己卯の朔に、詔して曰はく、「更諸氏の族姓を改めて、八色の姓を作りて、天下の万姓を混す。一つに曰はく、真人。：(中略)：息長公(中略)姓を賜ひて真人と曰ふ。(天武天皇紀・天武十三年十月条)

この時の賜姓は壬申の乱の功勞者に対する配慮があったという。息長真人老は記録上、持統六(692)年から名が残っている。

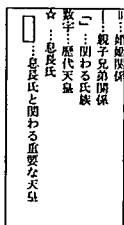
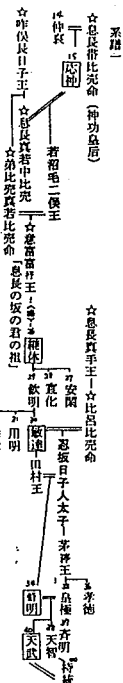
記録にはないがそれ以前にも活躍があったのではなからうか。息長真人老の没年(712年)を仮に六十才と仮定すると、記録上初の任官は持統六(692)年だから四十歳となり、政治家としては遅咲きである。政界進出のきつかけとも考えられる、真人賜姓時(684年)は三十二才である。息長真人老自身の活躍が賜姓という栄光をもたらしたのならば、その活躍は壬申の乱の折(二〇才)、天武天皇の内廷にて、とも考えられる。前掲表一のように息長真人老は持統朝に政界に進出したが、氏族としての立場は弱い。老は息長氏の中心人物として、そのような自分の氏族の立場を少しでも優位にしようと考えたのだろう。自分の氏族の弱い立場を覆すために、自分の氏族を優位にできるような氏族伝承を、『古事記』に組み込もうとしたと考えられる。そのような推測をさせる記事が、『古事記』の中にある。「息長」を名前に持つ八例の記事である(表二)。

表二 息長氏の記述
(一) 天皇家との婚姻関係のある例

天皇	身元	皇妃名	皇子女名
仲哀	息長宿禰王が女	息長帯比売命	応神
應神	昨俣長日子王が女	息長真若中比売	若沼毛二俣王
継体	息長真手王が女	麻組郎女	佐佐直郎女
敏達	息長真手王が女	比呂比売命	忍坂日子人太子・坂田王・宇連王

- (二) 天皇家との婚姻関係のない例
- 「息長日子王」(開化記)……息長宿禰王の子、息長帯比売命の弟。
 - 「息長水依比売」(開化記)……近江国御上山の神職が祭る天の御影の神の女、開化天皇の子、日子坐王の妻。
 - 比古多須美知能子(新王)の母。
 - 「息長出別王」(系行記)……保康命と二妻との子、その孫が息長真若中比売命。
 - 「息長の坂の君」(応神紀)……若沼毛二俣王とその母の妹の間の子、意富富太子の子孫。

右のうちで注目したい人物は若沼毛二俣王と忍坂日子人太子である。前者は王朝交代説もある継体天皇の祖、意富富村王の父である。若沼毛二俣王の子の意富富村王は息長の坂の君の祖でもある。後者は『古事記』の発案者、天武天皇にとっては父方の祖父、つまり舒明天皇の父である(系譜一)。



加藤清氏は天皇家と一氏族が同じ祖を持つことは異例とする。吉井巖氏は息長氏の系譜は都合よく操作されている面があるとす。表二や系譜一のように『古事記』の天皇系譜の中で重視される天皇の近辺には息長氏が存在している。『古事記』の編纂時、息長氏は天皇家の系譜の中でも、特に重要な天皇の血縁に自分の氏族の人物を配置できる氏族だったのだろう。息長氏は系譜を操作して『古事記』編纂に介入した可能性がある。同じように息長氏は、自分の保持していた氏族伝承を『古事記』に載録させるように働きかけたと考えられないだろうか。

『古事記』編纂前は各氏族が自分の氏族にとって都合のよい伝承を保持し、伝承していた。

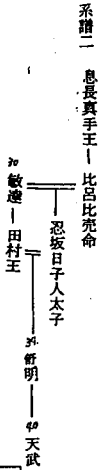
ここに天皇詔したまひしく「朕聞かくは、『諸家の齋たる帝紀と本辞と既に正実に違ひ、多くは虚偽を加ふといへり』……(中略)……」(古事記序文)

息長氏も氏族伝承を保持していた氏族の一つと考えられる。息長真人老は自分の氏族のために、保持していた氏族伝承を『古事記』に組み込もうとしていたのだろう。そのために言語能力を生かして、神功皇后新羅遠征伝承に潤色、加筆を試みたのかもしれない。自分の氏族を優位な立場にするために、息長真人老は個人能力を最大限に發揮したと考えられよう。

五、神功皇后新羅遠征伝承の載録

なぜ息長氏は自分の氏族伝承を『古事記』に載せることができたのだろうか。換言すると『古事記』は息長氏の氏族伝承を採録したのか、ということである。受け入れ側にも何らかの理由があったと考えられる。

受け入れ側として第一に挙げられるのは、『古事記』編纂発案者の天武天皇である。前述の通り、天武天皇は息長氏に深く関わる天皇である(系譜二)。



II: 婚姻関係
I: 親子兄弟関係
数字: 歴代天皇

天武天皇の父、舒明天皇は息長氏を祖とする。父方の祖母、比呂比売命は息長氏の女性である。また、歴代の天皇たちの中で「息長」を名前に冠する天皇は舒明天皇のみである。

息長足日広額天皇は、淳中倉太珠敷天皇の孫、彦人大兄皇子の子なり。(舒明天皇即位前紀)

さらに舒明天皇の殯で、誄を奉った人物は息長山田公である。

十二月の壬午の朔に、天の暖かなること春の気の如し。(中略) 甲午に、初めて息長足日広額天皇の喪発す。是の日に、小徳巨勢臣徳太、大派皇子に代わりて殯す。(中略) 乙未に、息長山田公、日嗣を誄び奉る。(皇極天皇紀・元年十二月条)

息長山田公が舒明天皇へ誄を奉ったことから、息長氏は舒明天皇の養育氏族だった可能性が考えられる。舒明天皇は息長氏系天皇であると言える。皇子である天武天皇も息長氏系天皇である可能性が高い。

天武天皇は父の祖の氏族であり、父の養育氏族でもある息長氏を特別視したと考えられないだろうか。前述の通り、息長氏は『古事記』の天皇家の系譜の中で、重要な位置を占める。『古事記』編纂の発案者、天武天皇は、父の血脈である息長氏を『古事記』の中で重視しようと考えたのではないだろうか。天武天皇のそのような思惑を、天武天皇の内廷で活躍した息長真人老は察する立場にいたのであろう。

受け入れ側として第二に挙げられるのは、当時の朝廷である。天智二(663)年、唐・新羅と戦った朝廷は白村江の戦いで大敗する。

秋八月の壬午（中略）戊戌に、賊將、州柔に至りて、其の王城を繞む。大唐の軍將、戰船一百七十艘を率て、白村江に陣烈れり。戊申に、日本の船師の初づ至る者と、大唐の船師と合ひ戰ふ。日本不利けて退く。（天智天皇紀・二年八月条）

敗戦後、日本は外交方針を変えざる。新羅との関係は悪化し、日本は朝鮮半島進出を断念する。

周知の通り、神功皇后新羅遠征伝承は新羅を従わせる内容である。新羅に大敗した朝廷にとって、都合のよい伝承だったと考えられる。現実には大敗したからこそ、それ以前には勝利した、という「歴史」が必要だったのだろう。この時の大敗が後世の新羅外交で不利にならないように考えたのではないだろうか。その現れとして前掲表一、②統日本紀の七、天平勝宝四（752）年六月十七日¹⁵の記事がある。孝謙天皇が、新羅からの使者への詔で、神功皇后の新羅遠征伝承を用いて新羅国王を臣下とみなしている。明らかに「古事記」「日本書紀」を新羅外交のために用いているのである。このような外交観は『古事記』編纂時のものを継承したと言える。息長氏の氏族伝承は朝廷の外交政策上有効だったのである。

息長真人老、天武天皇、朝廷という三者の構図を描いてみる。この三者の思惑・利害の一致により、『古事記』へ神功皇后新羅遠征伝承が載録されたのではないだろうか。内廷にいた経歴を持つ息長真人老は天武天皇の微妙な思惑を知ることができる立場にあった。また、外交に長けていた息長真人老は、政界に進出した後、朝廷の新羅外交失敗への危機感を身近に感じ取る

ことができた。そこで息長氏の氏族伝承が載録されるように働きかけたのだろう。天武天皇、朝廷の思惑を利用し、何より自分の氏族を發展させるために、個人能力である言語能力と外交上の知識・経験を最大限に生かそうとしたと考えられる。その際、『古事記』載録のために息長真人老は伝承に潤色や加筆をしたかもしれない。以上のような経緯により息長氏の氏族伝承は、『古事記』に載録されたと考える。

注

- (1) 津田左右吉氏『日本古典の研究 上』岩波書店、一九四八年八月
- (2) 直木孝次郎氏『日本古代の氏族と天皇』塙書房、一九六四年十二月
- (3) 水野祐氏『日本古代の国家形成』講談社現代新書、一九六七年十月
- (4) 上田正昭氏『日本の女帝』講談社、一九七三年十一月
- (5) 瀧口泰行氏「神功皇后伝承とその史的形成」『国学院雑誌』第七十六巻第十二号、一九七五年十二月
- (6) 塚口義信氏「神功皇后の出自系譜に関する位置考察——諸説の検討を中心として——」『愛泉女子短期大学紀要』十二号、一九七八年三月
- (7) 折口信夫氏「日本文学の発生序説」〔折口信夫全集〕七巻、中央公論社、一九五五年三月
- (8) 例えば、小林吉一氏「名のり」『上代文学研究事典』（小野寛他編、おうふう、一九九六年五月）などがある。

(9) 瀧口泰行氏「間人連老とその文芸史的位置——その氏族の性格から——」『国学院雑誌』第八十八卷第十号、一九八七年十月

(10) 高木市之助氏他校注『万葉集一』(日本古典文学大系4)岩波書店、一九六八年一月

(11) 西郷信綱氏『万葉私記』未来社、一九七〇年九月

(12) 直木孝次郎『壬申の乱 増補版』塙書房、一九九三年七月

(13) 加藤清氏『古事記』若沼毛『倭王の系譜について』『古事記年報』三十一号、古事記学会、一九八九年一月

(14) 吉井巖氏『天皇の系譜と神話二』塙書房、一九七六年六月

(15) 天平勝宝四年六月十七日条(青木和夫他校注『続日本紀三』新日本古典文学大系14、岩波書店、一九九二年十一月)より。

是の日、新羅使を朝堂に饗す。詔して曰はく、「新羅国、来りて朝廷に奉ることは、氣長足媛皇太后の彼の国を平定げたまひしより始まりて、今にいたるまで、我が藩屏となる。(中略)因りて王子泰廉らを遣して、代わりて入朝せしめ、兼ねて御調を貢る。朕、所以に嘉歎勸款めて、位を進め物を賜ふ」とのたまふ。

(埼玉大学平成十一年度卒業生)